

岐阜県公報

号外(二) 平成十九年十月三十一日

目次

公 示

雇用直結型三次元CAD技術者養成事業業務委託に係る公
募型プロポーザルに関する実施公告

(情報産業課)

ページ
一

公 示

雇用直結型三次元CAD技術者養成事業業務委託に係る公募型プロポーザルに
関する実施公告

雇用直結型三次元CAD技術者養成事業業務委託に係る公募型プロポーザルを実施す
るので、次のとおり公告する。

平成十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 業務概要

- (1) 提案を募集する業務の名称
雇用直結型3次元CAD技術者養成事業業務委託 一式
- (2) 提案を募集する業務の内容
企画提案説明書による。

2 参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開

始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。

3 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒509 0108 岐阜県各務原市須衛町4丁目179番地19 アネックス・テクス2
岐阜県産業労働部情報産業課 (各務原市駐在)
電話 058 379 3330

(2) プロポーザルに係る企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成19年10月31日(水)から平成19年11月6日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 3の(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成19年10月31日(水)から平成19年11月12日(月)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、平成19年11月12日(月)午後5時到着分まで有効)

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

(4) 企画提案の無効

本公告に示したプロポーザルに参加する資格のない者及び以下のいずれかに該当する者の提案は、無効とする。

ア 参加者が同一事項に対し、2以上の提案書を提出したとき。

イ 参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

ウ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(5) 企画提案の審査方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書を「雇用直結型3次元CAD技術者養成事業業務委託候補者選定審査委員会」において審査を行う。

4 その他

(1) プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。

平成十九年十月三十一日印刷
平成十九年十月三十一日発行

発行者 岐阜市数田町二丁目一番一号
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ぶりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ぶりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二二八六円を含む。)